



2026年1月9日

各 位

会社名 キヤノン電子株式会社
代表者名 代表取締役社長 橋元 健
(コード番号: 7739 東証プライム市場)
問合せ先 取締役経理部長 大北 浩之
(TEL. 03-6910-4115)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年3月下旬頃に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年1月27日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2026年1月27日（火曜日）
- (2) 公告日 2026年1月 9日（金曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

https://www.canon-elec.co.jp/files/download/media/260109_kabu.pdf

2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案等について

当社が2025年11月28日に公表した「支配株主であるキヤノン株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、キヤノン株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2025年12月1日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、公開買付者が当社株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（ただし、公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定であり、②本公開買付けの成立後、公開買付者が、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を2026年3月下旬頃を目処に開催することを当社に要請する予定であるとのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。他方、(i) 本公開買付けが

成立しない場合、又は、(ii) 本公開買付けの成立により、公開買付者が当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至り、公開買付者が本株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以上